



国労西日本

国労西日本本部

No.209

発行責任者 田中 守
編集責任者 羽柴 二郎

安全を守る
職場風土へ
変える先頭に

労働協約改訂交渉会社回答

速報

簡易苦情処理申告期限の延伸

保存休暇「育児」の対象年齢の延伸

シニア社員私傷病欠勤による雇用終了期間の延伸

九月一三日、西日本会社は労働協約改定交渉の回答を行ってきました。冒頭会社側は、「八月二〇日の第一回交渉から本日まで真摯な議論を重ねてきた。これまでの交渉を踏まえ、精一杯の判断として最終回答を提示する。世間の水準からみて相当高いレベルにあると認識しているが、より一層の働きがいの向上、社員のワークライフバランスの充実に支障することを目指す。子育て支援、健康支援の観点等の種々の制度を見直しを行う。趣旨を理解していただき今次交渉の結論が円満に得られるよう要望する。」とし回答を行った。組合側は、「この間議論を積み重ね、前進した面は評価するが、まだまだ至らない点もある。持ち帰り検討とする。」とした。

1. 労働協約（債務的部分）の改正について

* 実施内容

簡易苦情処理会議への苦情処理申告期限を、本人が箇所長から事前通知を受けた日の翌々日までとする。

* 実施期日

平成二五年一〇月一日以降に行う事前通知から適用する。

2. 昇進制度の改正について

* 現行の短時間勤務制度における短縮日数（調査期間内における短縮時間の総和を一日平均労働時間で除して換算した日数）及び短日数勤務制度における短日数指定日については、進級欠格条項の該当項目に含めないこととする。

* 実施期日

平成二六年四月一日に実施する進級から適用する。

3. 勤務制度等の改正について

① 保存休暇の取扱いについて

保存休暇を使用する事由のうち、子を育児する場合について、「小学校就学に達するまでの間に限る」としているところ、「小学校三年生の年度末までの間に限る」とする。

② フレックスタイム制の取扱いについて

フレックスタイム制のコアタイムを廃止する。
なお、フレキシブルタイムにおける始業時間帯については〇時から一四時まで、終業時間帯については一一時から二四時までとする。

③ シニア社員の雇用契約の終了事由について

シニア社員の雇用契約の終了事由のうち、私傷病欠勤の場合について、「六〇日間継続して、私傷病により欠勤した場合」として、私傷病により欠勤した場合」とする。

* 適用対象者

- (一) 第一項については、社員及びシニア社員に適用する。
- (二) 第二項については、社員に適用する。
- (三) 第三項については、シニア社員に適用する。

* 実施期日

(一) 第一項及び第三項については、平成二五年一〇月一日から適用する。
(二) 第二項については、平成二六年四月一日より開始となる勤務から適用する。

4. 東日本大震災に関わるボランティア活動を対象とした支援措置の延長について

* 実施内容

平成二三年五月一日から平成二五年九月三〇日までの特例措置として実施してきた東日本大震災に関わるボランティア活動への支援措置について、六ヵ月間延長して実施する。

* 支援内容

(一) 社会貢献活動支援基金により交通費等の一部を支給
「今回の延長実施期間において一人一回に限る」

(二) 乗車券（無賃）及び自由席特急券代用証を交付

(三) 保存休暇及びボランティア休暇の付与条件である年休取得条件を除外

(四) ボランティア保険の会社負担による一括加入

* 適用対象者

社員、シニア社員及び契約社員に適用する。

5. 定期健康診断における血液検査項目の追加について

* 実施内容

労働安全衛生規則第四四条に定める定期健康診断における血液検査について、三五歳以降、五歳毎の年齢の社員に対し、検査項目に癌関連項目を追加する。

* 実施期日

平成二六年度の定期健康診断より実施する。

6. 購入券の交付基準である継続年数計算方法の改正について

* 実施内容

購入券交付枚数の基準である継続年数について、契約社員から引き続き社員として採用されたものについては、契約社員期間の勤続年数を通算することとする。

* 実施期日

平成二六年四月一日以降有効となる購入券の交付から適用する。



貨物団体交渉

『二〇一三年度労働協約一部改正に関する
申し入れ』の趣旨説明を行う

国労本部は、九月三日、『二〇一三年度労働協約の一部改正に関する申し入れ』（闘争第一号）に基づく団体交渉を開催し、「憲法・労組法・労基法」を遵守した労働協約の改正に向けた要求趣旨説明を行いました。

現行の労働協約は、JR発足以降、四半世紀が経過する中で、一九九一年の「支社交渉の開催を巡る」労働委員会への調停、その後の協約改定時に一部の文言改訂はあったが、以降、基本的には「ルールは定着している」との解釈で改訂は行われてきませんでした。しかし昨年の交渉では、「経営協議会の充実」、「団体交渉の設置単位に関わり、処分権の範囲での履行義務」、「委託先問題における団体交渉の限界性」などから運用面における前進面と協約第一

条「協約の目的」の文言改訂を交渉の到達点として確認してきました。また、これらの経緯を踏まえ、今夏季手当における交渉の取り扱いと超低額回答となった背景について抗議しました。

今次労働協約改正交渉では、四一項目の条文改正を求めています。昨年度までの交渉の到達点及び今日まで未解決になっている事項について、労組法の目的に照らした労使間労働協約の締結に向け、重点的な要求項目に絞って協議することを表明し、趣旨説明を行いました。

貨物会社側は、国労本部の趣旨説明に対し、「要求の趣旨は承った。債務条項は双方が負うものであり、信義誠実の原則に則り対応していきたい。」と回答しました。

2013年度国労西日本部執行部

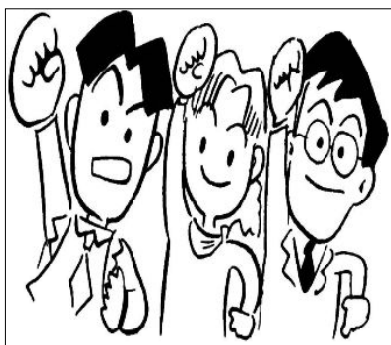
役職名	氏名	出身地方本部	任務分担
執行委員長	田中 守	近畿地方本部	総括、総務、法対
執行副委員長	出戸 健治	米子地方本部	組織総括、業務
執行副委員長	佐々木隆一	広島地方本部	共闘部長、家族会
書記長	井戸 敏光	近畿地方本部	企画部長、業務
執行委員	藤原 義久	岡山地方本部	財政部長、業務
執行委員	新田 敏雄	近畿地方本部	業務部長
執行委員	青木 達夫	近畿地方本部	賃金対策部長、組織部長、業務
執行委員	木元 昌	近畿地方本部	貨物担当部長、組織
執行委員	羽柴 二郎	北陸地方本部	教宣部長、業務
執行委員	中本 博次	近畿地方本部	調査・福祉対策部長、業務
会計監査員	藤井 茂吉	広島地方本部	
会計監査員	亀尾 紀佐	近畿地方本部	
青年部長	強田 安昭	近畿地方本部	青年部長
婦人部長	福永美砂子	近畿地方本部	婦人部長

西日本本部新執行部第一回執行委員会開催
任務及び当面する闘いについて

国労西日本本部は、第二七回定期西日本本部大会終了後第一回執行委員会を開催し、当面する重要課題の前進のため、大会で決定された運動方針に基づく闘いを実践する執行部の任務分担を決定し、当面する重要課題の前進のため、大会で決定された運動方針に基づく闘いを実践する執行部の任務分担を決定しました。

また、八月二日、「指令第一号」を発信し、①大会で決定された方針を全職場・全組合員に徹底し、組織の統一と団結を深める取り組みを展開する。②「安全総点検運動」の強化をはかり、安全で安心な職場と鉄道輸送確立を目指す。③JR職場の労働条件改善、鉄道の安全体制の確立、要求の前進をはかるため粘り強

く団体交渉を強化していく。④組織強化・拡大の取り組みに全力をあげる。など、大会決定に基づく当面する闘いについて、各級機関に指令しました。



「がん」の保障 <<生きるためのがん保険Days(デイズ)>>		「生きる」を創る。Afiac					
保険期間: 終身(抗がん剤治療特約は10年更新) 契約年齢: 0歳~80歳、スタンダードプラン 入院給付金日額10,000円の場合		◆月払保険料(団体取扱) (2011年4月1日現在) 生きるためのがん保険DAYS(デイズ) スタンダードプラン 入院給付金日額10,000円 定額タイプ 保険料払込期間: 終身(抗がん剤治療特約は10年更新)					
初めて診断確定されたとき	がんの場合	一時金として	100万円	35歳	45歳	55歳	65歳
診断給付金	上皮内新生物の場合	一時金として	10万円	男性	3,656円	5,608円	9,360円 15,190円
入院したとき	入院給付金	1日につき	10,000円	女性	3,734円	5,274円	6,864円 9,048円
通院したとき	通院給付金	1日につき	10,000円	<抗がん剤治療特約>の更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。			
手術したとき	手術治療給付金	1回につき	20万円	<募集代理店> アベニール株式会社 TEL: 03-3437-6810 FAX: 03-3437-6822 〒105-0004 東京都港区新橋5-15-5 交通ビル3F			
放射線治療を受けたとき	放射線治療給付金	1回につき	20万円	<引受保険会社> アフック 東京第三法人営業部 〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル 当社保険に関するお問い合わせ・各種お手続き コールセンター 0120-5555-95			
抗がん剤治療を受けたとき (上皮内新生物は対象外)	抗がん剤治療給付金	1か月	10万円 (すべての保険期間を直に通算600万円まで)	AF007-2011-0186 4月25日			
	抗がん剤治療給付金	1か月	5万円				
	プレミアムサポート	訪問面談サービスと専門医紹介(このサービスは、株式会社 法研が提供するサービスです)					
◎詳しくは、パンフレット(契約概要)をご覧ください。							